

那珂市議会 議会運営委員会会議録

開催日時 令和7年4月16日（水）午前9時57分

開催場所 那珂市議会第2委員会室

出席委員 委員長 大和田和男 副委員長 寺門 厚
委員 鈴木 明子 委員 寺門 勲
委員 小池 正夫 委員 君嶋 寿男

職務のため出席した者の職氏名

議長 木野 広宣 副議長 富山 豪
事務局長 会沢 義範 次長 萩野谷智通
次長補佐 三田寺裕臣

会議に付した事件

- (1) 一般質問の在り方について
…内容等について協議
- (2) 議員と語ろう会について
…内容等について協議
- (3) 議員勉強会について
…改正内容について協議
- (4) 政務活動費について
…改正内容について協議
- (5) その他
 - ・会議次第の廃止について
 - ・視察研修について
 - ・タブレット内のワード使用について

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前9時57分）

委員長 それでは議会運営委員会を早速始めさせていただきたいと思います。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はございません。定足数に達しておりますのでこれより議会運営委員会を開会いたします。

職務のため議長、副議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。閉会中の中、今日をご参集賜りありがとうございます。また内容的には基本的な部分がございますので、大和田委員長のもと慎重な審議を賜りますようお願い申し上げ挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

ここで議事に入る前にちょっと一言ということなんですけど、前回の議会運営委員会の日程を決めましたが、議長公務ということでちょっと日程がずれましたこと大変お詫び申し上げます。それとともに、その後、今日という日に議会運営委員会を決めたってところで、各委員それぞれご都合があると思いますが、やはり議会優先ということで、私ももう亡くなられた先輩議員なんかにも自分の仕事ごときとか、家族ごとき、親の死に目にも会えないぐらいの重たい重責だということを議員なる前に教わったっていう経緯もございます。ですので、今回は日程が突然ずれてしまったという経緯もございますが、各委員、議会を最優先にさせていただいて議会のほうに出席をしていただきたいと思いますので、ご了承いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは早速議事に入りたいと思います。

それでは一般質問の在り方についてを議題といたします。今まで議会運営委員会が出ました意見について事務局のほうから説明をお願いいたします。

次長補佐 一般質問の在り方についてになります。

改選から約1年経過をいたしまして、議会運営委員会の中で出ました意見をまとめました。あと事務局としまして徹底していただきたい部分もありますので、そちらのほうまとめてあります。

まず1点目なんですけれど、通告した内容が重複した場合、質問者間で調整し、重複した質問は避けることの徹底ということで、最近市民の方とか傍聴者の方から、同じ質問があるんじゃないかという話が事務局のほうに多数いただいておりますので、ちょっとその部分は徹底していただいたほうがよろしいのかなと思います。

2点目なんですけれども、こちら以前の議会運営委員会のほうでも出ましたが、参考資料の配布等については、一般質問を行う前日までに議長の許可を得て、事務局へ届けることの徹底。参考資料は議員が作成することの徹底ということで、今の段階でこの前日っていう部分しかないの、できれば事務局としては17時とか、その時間を入れていただきたい部分ありますので、そちらのほうを検討いただければと思います。また参考資料についてなんですけど、ほぼ自分でつくっていただいているんですけど、例えば、議員の名前と日付と資料とあるんですけど、そこができないので当日朝とかに事務局に持ってこられても、事務局でもなかなか対応できない部分がありますので、そういう意味での議員が資料を作成することの徹底というふうにしてあります。

続いて3点目、所属する委員会が現在調査している事項についての一般質問は行わないようにすることの徹底ということで、何点か調査事項の質問をされてる議員がおりましたので、ここも徹底していただいたほうがよろしいのかと思います。

以上三つは、既に申し合わせ内規にうたわれている部分ですので、徹底ということで書いてあります。

以下から、今まで議会運営委員会が出た意見をまとめてあります。

まず1点目ですが、定例会中の全員協議会、こちら1週間前を含みますが、こちらで説明予定の案件を一般質問で行うことということで、前定例会で、道の駅とか瓜連支所関係で議題に上がったと思うんですけども、それを一般質問する議員がいたので、もし一般質問するのであれば、全員協議会での質疑を避けるのか、ちょっとその辺を検討していただいたほうがよろしいのかと思います。

2点目としては、執行部の答弁が変わらない案件を、毎定例会で一般質問を行うことはどうかということで、こちらもある議員が道の駅とか瓜連支所関係で3回連続ぐらいやってるかと思えます。答弁も同じような答弁になっているということなので、この辺はどうかということが出ていたかと思えます。

3点目は、以前定例会で他の議員が行った一般質問を再度行うことということで、こちら答弁が同じ場合に限ると思うんですけども、例えば、前回の定例会でA議員が質問をしたのを次の定例会でB議員が質問するという、その答弁が変わらないとなると同じだろうということが以前の議会運営委員会で話が出たかと思えます。

最後になりますが、根拠不明な例示を避けることということで、根拠不明な数字がひとり歩きしてしまうと変に勘ぐられる部分もあるかと思えますので、そこは徹底したほうがいいのかと思います。

下の4点を今後、申し合わせ内規のほうに盛り込んでいくのかの検討をいただく必要があるかと思えます。もし盛り込むとすれば、例えば行うことという決定はできないかと思えますので、一般質問を行わないよう努めることとか、そういう表現にはなってくるのかと思えますが、その辺の検討をお願いしたいと思えます。

説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。事務局から説明が終わりましたが、3つは申し合わせ内規に既に明記されてるということですが、改めてですけどもご意見ありますか。

鈴木委員 みんな分かっていることじゃないですか。それでも守らないじゃないですか。それはどうしたらいいんですか。

次長補佐 4月に全員協議会がありますので、委員長報告のほうで徹底してほしいということをもう1回言っていただくしかないのかなと思います。努めるということなので、強制まではいってない部分かと思えます。

君嶋委員 一般質問の場合に調整をしてくださってという話は、議会運営委員会でやって、そのあとで説明を委員長がしていると思うので、それを守らないと議員のモラルとかそういうのが欠けているんじゃないかととられても仕方ないと思うんです。だから議員同士きちんと話し合って調整するべきだということで、もう今までそうやって守ってきた議員が、過去に皆さん守ってきたので、それをちゃんと努められるように、今の現在の議員の人たちはやってもらいたいというのは強く委員長から言ってもらえばいいと思えますね。そこはもうルールじゃなくても、そういう決めてやってきたので、そういう面で

の自覚が必要かなと思います。

委員長 ありがとうございます。そうすると1項目はそのとおりで、みんなが守ってきたところですし、最近10数人の一般質問ということで、本当に多いので重複するのもしらみみたいな状況ですので、多少事前の通告が出てから、よろしくっていう程度ではなく、しっかりと調整を行うことを注意ではないけど、お話ししていくということはいいのかなと思いますので、まずはそこからかなと。1週間前の議会運営委員会に出ますから、そのあとに1週間も予定が空いてますから。

(複数発言あり)

君嶋委員 一般質問で順番決まったら、その中で重複してる人たちは、ここまでは私の内容でやります。そこを違うものに対して質問するならいいんですけど、そういう連携をとってくださってことをお願いするといいですね。それをお願いしてるんですけど守らない人はやはり注意をしたほうがいいと思うんです。だから60分あるから60分話せばいいんじゃないなくて、同じようなものが重なってれば、ここは私は抜きますよ。あとはこういう質問については、私やるけど、ここはちょっと外したものは私がやりますからって言って、少し調整をすとか、そういうことは議員同士でやってくれということを守りちゃんと守ってもらったほうがいいと思います。時間短くなったってそれは恥ずかしいことでも何でもないわけですから、60分の中で、そういうものをきちんと意識してもらえばと思います。

委員長 本当確かに何とか60分やりきりたいとかになると、ちょっと違うのかなと思いますので、今度重複が出てきたら私のほうからでもいいので、ちゃんと口頭でしっかり説明をして調整をしてもらえるように努めるように声かけを今後していきたいと思います。

議長 今の段階で、前もって重複の方の名前出ますよね。それを逆に委員長が今回この方が重複してますのでお願いしますと、再度言っちゃったほうがいいのかなっていう、そうするとされている以上は議事録に残るので、それは逆に議員の人たちも注意するようにしていかないと、とにかく今回のこういうふうにいっぱいで出てるっていうことは、ちょっと安易にとらえてる部分があるので、そこは委員長のほうで今回は一般質問重複がこの方が出ますというふうにマイクを通していただければ議事録残るから、私はいいのかなっていうふうに思います。

委員長 議事録に残すように委員長報告の中でも、書面では分からないと思うので。

(複数発言あり)

委員長 3番目なんですけども、調査事項の一般質問ということで、これもすれすれのところをとってくるけど、する方は。

君嶋委員 これっってもう今まで決まったことでしょう。調査事項に入ってるものは質問しないのはもう決まってるんだから。

委員長 ちなみに前回の花島議員が重複事項で委員長に預けたって、そのときの経緯はどんな

感じでした。

副委員長 調査事項は幅広なんで給食についても、給食費無償化っていうことまでいつてるの
かっていうと、どこまで含めるかっていうと食材から集めて給食を食べてもらうまでで
すよっていう中で、実際お金は関係ないかという関係あるんでね。ただ、無償化はま
た別の予算の部分なので、給食費は教育厚生常任委員会だけの調査事項ではなくて全体
に関わる話なんで私はオーケーにしましたけど、給食費無償化については、ほかの方も
やってるんでね。私のところは、給食についてということで、どちらかというおいしい
部分を追っかけてたわけで、細目いろいろ検討して議論もしたんだけど、いいよとい
う話はしました。そこまで、委員長段階で判断していいのかっていう、それは委員長判
断でいいと思うんですね。ただ、どこまで細かく所管事項の中で、いやこれはもう全部
切っていくと難しい部分が出てくるんで。

君嶋委員 調査事項に入っているもの、学校給食で言うと給食費の問題と、それは調査事項の
中に含めて、今後いろいろ1回で終わるわけじゃないですよ。何回も調査をしていく
わけだから、それも今後の課題として委員会では調査していくとか、そういうものの中
に入れて、逆に質問じゃなくて、委員会の中の課題として取り組んでもらったほうが私
はいいのかなと思うんですね。だから、給食費の問題については、おいしい給食とかそ
の食材について、次は給食費の問題について調査していこうとか、そういうふうに、委
員会で調査してもらおう。そこは委員会の人たちが質問しないで、逆にそれは課題として
調査事項として今後入れてくよっていうことを委員会の中で、みんなに認識してもら
うと、そういうのもいいのかなと、私の個人的な考えです。

副委員長 それは当然考えてはいるので、次のテーマだということにはなるんですけども、そ
れは重々分かってますということなんで、誰かに頼むというのも一つの手なので、そう
それはそういうふうにしてくださいっていうのも、委員長のほうから言ってもらえれば
というふうに思います。

(複数発言あり)

委員長 議会運営委員長が言っても、多分議長から言っても調査事項の細かな内容はやっぱり
委員会所属じゃないと分からないっていう点もあるので、各委員長が所属してるので、
しっかりと調整をしていただくっていうこと、委員長が所属委員の方と調整をしていた
だくということで、これもあまり決まっていなかったですよ。そこまで決まってい
ないよ。ということなので、そういった形で調整をしていくということ、これまた議事
録に残すのか残さないのかという、委員長報告に入れても入れなくてもどうなのか。

次長補佐 最近徹底されてない部分もあるので、25日の委員長報告には、入れて再確認みた
いな感じでいったほうがいいのかなと思います。

(複数発言あり)

委員長 資料、前日までの時間を区切りたいっていう、事務局のほうからありましたがどうで

すか。時間例えば一般質問を行う前日までに議長の許可を得て事務局に届けて、当日議長が見るみたいな感じになってくる流れだよ。

次長補佐 議長には前日までに確認をしなくちゃならないです。

鈴木委員 具体的に言うと議長とお会いできるわけではないから、届けるじゃないですか前日に、これ議長の許可を得て事務局に届けるっていうのが、言葉が合わないのかなって思うんですけど。

委員長 事務局に届けて議長の許可をとるっていうことですよ。何か言葉が合わないのかなってというのは思っているんですけど。

君嶋委員 やはり、合う合わないじゃなくて、議長に電話1本で済むことだから、こういう資料を提出したいんですけどって一応議長に声かけることは、私それでいいと思うんです。議長はそれを了解して分かったよって言えば、議長は事務局と連携をとってくれてると思うんで、最初の話に戻りますけど、今回のこの委員会のこともタブレットで鈴木委員が入れましたよね。あれは入れないで、まず議長に相談するというのが最初なので、ですから何をやるにも一応議長にお伺いをして、議長から許可出ましたよってなれば、私はいいと思うんです。会えないですよってということじゃなくて、電話とかラインとかでも取りあえず議長に許可をとるか、そういう方向、そうしないと議長がやっぱり全部議会の流れを見てますから、そこは大事だと思うんです。ちょっとこういう資料を提出したいんですけどと言って、内容については、あとは事務局と確認してもらおうと。内容としては議長がそれに対する判断をしてくれると思いますから、そういうのがよろしいかと私は思います。

次長補佐 ④が言ってる部分で、議長の許可を受けた後、一般質問を行う前日までに必要部数を印刷したものを事務局まで届けるとなっておりますので、まず議長に許可を得て、ですから本会議の初日なり、前日までに事務局には届ける。

委員長 そのとおりなんですけど、今の現状っていうと、当日にぼんと持ってきてっていう、そうじゃなくて、やっぱり前日までだよってというようなことも分かるんですけど、ただ、これだけ10何人も一般質問するっていう中で、一人一人多分議長に連絡をして、今の資料、多分大量なんですね。多分今タブレットでもみんな資料何ページつくってみたい方が多い中、何か難しいんじゃないっていう。例えばこう連絡して、今議長に資料を送りますねって、確認してくださいって、例えば13人が10ページずつ持って130ページになったというところちょっと正直、議長が大変というところもおかしいですけど、物理的に無理なところも出てきてるのかもしれないなっていうところがあると思うんです。そこをどうすればいいのかなという。

君嶋委員 全員が資料つくるわけではないから。

委員長 でも多い方もいらっしゃるんで、どうなのかなと思ったり。例えば数字の収支がどうだとかこうなってこの資料をつくってどうなのかなというのは、ちょっと心配でもある

のかなと言うことは言えないと思うんです。

君嶋委員 資料ですから。そういう中で、あとは事務局をチェックしてくれると思うので、まず最初のスタートは、出すときには議長に許可だけとって。

副議長 多分現実的な問題を大和田委員長は言っていて、君嶋委員は議会の秩序は多分議長が持っているという、1番の全権限を持つてるのは議長であるから議長の許可を得てからじゃないと何事も進められないっていうのが、本当の議会の在り方っていうのを多分1番メインとしてるから、視点が現実的に議長の負担になるかならないかじゃなくて、多分、議会の長である議長が許可したことは、あと事務局が確認してここ問題ありますよとかってなれば、議長が却下したりとかっていうことになるから、やっぱり議長の許可って大事なのかなとは思う部分なんですけどね。多分見る視点がちょっと、議長が大変なのは分かります。ただ、本会議の場を見れば分かるとおり市長だって議長の許可がないと発言できないという状況ですから、やっぱりその部分を大事にするのであれば、議長の許可っていうのはそれだけ重要な意味を占めてるんだなっていうことを言っておっしゃられてると私は思いました。

事務局長 事務局のほうで資料をチェックする。中身までチェックするのは事務局では厳しいです。もし事務局でチェックするっていうのであれば様式的な部分ですね。ちゃんと何月何日の一般質問資料、議員っていうようなのがついてるかついてないかとかっていうんだったらチェックはできますけども、この中身までっていう数字までっていうのは正直できないです。

副議長 独特の計算方式で出してくる方もいるし、それが正しいのか正しくないのかも分からない、それを一概に駄目だとも言えない。

委員長 なので先ほどの根拠のない資料かどうか、根拠のないどうのこうのっていうのとながつてくると思うんですけど、しっかりとした資料をつくっていただいて、そうすると動き的な話なんですけど先ほど議長に連絡をして、ここも時間を区切ってってこうなると、例えば議長が公務で前日に午前中にいない、そういうのもちょっと出てくると思うんですよね。出すのは多分ぎりぎりでしょうからね。

議長 通告を出すときに資料を求めますって、だから逆に資料を出しますとそこに載せてもらうと、出す予定ですとかっていうんで、そうすると1週間前には来てるわけですから。事務局をとおしてでも構わないですし、何かそういう連絡入っているっていうことで、こちらが電話しても構わないし、通告の中で逆に資料出しますって大体決まっていますよね。

委員長 執行部に資料を求めるしかないわけだよな。今求めている通告書は。今度、出す資料を追加で、例でも挙げて、もう今回は初めてなのでルールを追加し、通告のときにこういう資料を出します。

次長補佐 私もちょうと分からない部分があるんですけど、例えば執行部とのやりとりの中で、

資料をやっぱり出したいとかっていう議員もいるのかなとは思うんですよね。そうするとそこで間に合わない。

委員長 予定を出しとけばそこで多分フィルタがかかって大分人数が多くなるじゃないですか。そこに載せてなかったけど、通告のときに資料を出しますっていうのは、もう議長の許可をここで得たと。議会運営委員会で得たという形をとって、例えば追加が出てきたっていう場合は、それはもうしっかり議長に連絡をしてという2段階でできるから多分、数が減るのではないかなと思うんですが。確かに複雑になる。でも、出すって書いて出さない方もいらっしゃると思うので、それぞれ構わない。また個人名になっちゃうけどほら、前からと榊原議員とか桑澤議員とか小宅議員とか副委員長も資料出しますよね。そう決まってる方はそういう逆に出てたほうがいいのかも、毎回やきもきしてるよりは、前日何時までってないんじゃないかなと思うんです。出す必要もないですね。

君嶋委員 時間を決めて何時までに出してくれって言えば、状況が違う以上っていうことは可能だと。

次長補佐 そうすると、申し合わせ内規の変更ですね。

事務局長 申し合わせ内規にはもともとその前日までに議長にと。時間も入れていただけると。

委員長 5時まででいいんじゃない。

次長補佐 先ほど出した④を変更する必要があるかと思うんで、一般質問通告書に提出資料を記入する、これ一般質問の前日の5時っていうのはよろしいですか、提出許可を得て通告するで止めて、事務局には前日の5時までに届けるっていうふうな文書でよろしいですかね。

委員長 ちょっと分かりづらいと思うからちょっと細かく説明してあげれば、ちょっと細かく流れを説明するよ。

次長補佐 新たに通告書にも2、3枚にもなるっていうのもあるんで、ちょっとそこもちょっと事務局でちょっと考えて。

委員長 通告書の中には内容だけでいいじゃない。こういう内容と資料と文章だけでいいから、変わっちゃったときは議長の許可を得るみたいな制度にしておけば。そんな感じで運用は大丈夫かな。申し合わせ内規を変えて、委員長報告でちょっと運用の面も細かく説明できたらと。

寺門勲委員 参考資料ってなってるんですけども、例えば私からの提案でそのパネルはどうしますか。

委員長 パネルも含むだよ、資料だから。

副委員長 紙で出すかパネルで出すかっていうので。

委員長 パネルについても同じ扱いかなっていうのもちょっと追加で入れといてもらえると。

副委員長 資料等にしてあげば。

鈴木委員 ④のところで用意する部数は50部とするっていうのは、皆さん50部やってるんで

すか。

次長補佐 そこを直してもいいかもしれません。議員と執行部はもう完全にデータなので、傍聴者の部数は議員に任せるのもいいのかと。

委員長 傍聴分のそうだね。

一般質問の在り方の資料にちょっと戻ってもらって、下四つが今まで申し合わせ内規にないんです。全員協議会の説明予定の案件を一般質問で行うことって、申し合わせ内規に入れるっていう問題じゃないんだよな。

副委員長 ただ全員協議会の議題が分かるのと一般質問通告のタイミング、ちょうど同じぐらいに資料が流れてくるからね。後で全員協議会の議題が分かるということになると、これもできない話だよな。

委員長 正直これ全員協議会だけじゃない、委員会もそうなんだよね。

副議長 打合せ段階で執行部とやってると全員協議会でやりますから、それであれば戻したときありましたもんね。

委員長 でもそれをおろすかおろさないかは議員次第です。

(複数発言あり)

委員長 そうすると多分1番と2番は似たようなことですね。

副委員長 これも年度なのかな。私なんか前、もう10年ぐらい続けた質問があって、それは下水道の進捗を毎年、全然進まないんでねということもやってきましたので、これだと多分だから1年。

次長補佐 今回の場合は3回続いたってことを多分皆さん言っているんだと思います。

副委員長 同じ年度内っていう話だと思うんですね。下の部分関連するんで、これもう回答が変わらないとやらないという部分もあるんで、それはやった経緯もあるけど。もう一つは太陽光発電条例制定もそうだけど。

君嶋委員 一般質問通告して、多分執行部とのすり合わせしますよね。そのときにこれはもうやってますよねとかこうですよって言われたときは、これは質問をやめるとか、やっぱりそこは下がっていかないといけないと思うんですね。また同じ答弁になりますよって必ず言われてくると思うんで、他のちょっと見方を変えて、こういう答弁をもらいたいいんかっていう形で提案みたいにするんならいいんですけど、同じような質問だったら同じですよって言われれば、今度は傍聴者に同じだって言われちゃうので、そこはやっぱり議員と執行部が調整し合ったときに、おけるなりしたほうがいいのかなって思います。私は自分もそういうことでやってきたんで。

副議長 瓜連支所検討委員会のタイムスケジュールも、前回の本会議で私が一般質問したやつをそのまま同じ流れで一般質問された方がいたんで、これは変わるわけないですし。

委員長 申し合わせ内規には入れられないかな、これは歴代考えたところだと思います。

副委員長 徹底をしてしてもらおうということで。

(複数発言あり)

次長補佐 注意喚起ぐらいしといて。

委員長 注意喚起して後で理由づけだけど、一般質問長々やることになっちゃうわけで、例えば先ほど、瓜連支所を前回やったの丸々同じのやらやったらどうなんだって、駄目だっという何か理由、議員は発言が自由だっとなっちゃうから。

次長補佐 これは駄目とは言えないので注意喚起として。1番最後の根拠不明なこれは入れてもいいのかと。

委員長 これは入れられる。どうでしょう、根拠の不明な例示と。

鈴木委員 前回のやつは本当にえっと思いますけど、だけど何だったら根拠としてしっかりしてるよっていう。

委員長 そこだよね。そこも常識的に考えるしかない。

副議長 数字を提示する場合には、ちゃんと根拠のあるものをもらわないと。

小池委員 自分で調べてきたって、どこで調べたんだったら何も言わない。

副議長 保守で、芝生だろうが舗装だろうが全部補修の金額が全部一緒に、単価で見積もって全部補修すると、これだけのお金かかりますよっていうのは、おかしいなと思いますし。

鈴木委員 予防接種も何の根拠がないっていうのが、その数字を持って帰るわけじゃないですか、皆さん。

(複数発言あり)

委員長 入れといてその根拠は何ですか、しかも議員それぞれしか言えないんですが、申し合わせ内規に入れとけば、今後出てきたときにそれは根拠があるんですか、ないんですかっていうことを問う材料にはなるのかなと思うので、まずは入れてみて。

副委員長 あとは推定値で出される場合でしょう、元の確かなものを製作してつくったって、それはあるんだけど。今度、市民に対して使うから、それがひとり歩きするのが非常に困るので、根拠は類推のデータだよっていうのは分かってるけれども、実際市民は信じちゃうんでね。やっぱりきちっとその場で出させて、次回出るようだったら注意ですね。きちんと出典元は明示しなさいということ。

委員長 ということで前半の注意喚起と前半の説明と。答弁が変わらないやつと、ほか議員が行った一般質問を再度行うことについては注意喚起、そして根拠不明の例示控えることは申し合わせ内規に入れていただけたらなと思います。

そのほかに何か一般質問の在り方について、ここは物申すということあれば。

副議長 誤解されたくないのは、同じ質問であってもちゃんと切り口が違ったりというのは理解していただきたいなど、同じ質問というとやめちゃう人がいるかもしれないので。見方を変えた質問であれば答弁も変わってくる。

委員長 一般質問については随時出てくると思うので、議会運営委員会では常に調査対象と思っただければと思いますのでよろしく願いいたします。

次は、議員と語ろう会についてを議題とします。

昨年度の実績等について事務局から説明をお願いいたします。

次長補佐 令和6年度の議員と語ろう会の実績になります。

11月30日の原子力安全対策常任委員会は、保育園、小中学校の保護者全世帯に呼びかけてみたんですけれども、出席者が1名しかいなかったもので、こちらは中止となっております。それ以外につきましては、参加者のほうからいろいろお話を聞いてるんですけども、おおむね好評でありまして、またやりたいという意見も多数いただいております。また水戸農業高校、那珂高校につきましては合同でもやりたいという話をいただいておりますので、こちらは議会運営員会主催でやってもいいのかなとは思いますが。原子力安全対策常任委員会については、先ほども言ったように中止になっている部分もありますし、市民の声を聴く会を独自で開催するという部分がありますので、のぞいてほしいということを委員長から申入れを受けております。検討いただければと思います。

説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。どうですかやってみて、総務生活常任委員会はたくさんやってみるようなイメージが。

小池委員 やはり委員会ごとに議員と語ろう会をやるようになって、聞きたいことというのを大体決めて出してるんで、なかなかそういうものでいろんな意見が出て活発なことは非常にいいと思うんですよね。ただやはりこれにあるように移住定住の方がちょっと4人ということで少なかった。移住定住の中でも、やっぱりもともと那珂市生まれの人が戻ってきて、それで東京から戻ってきたってところなんで、こういうふうなやり方でやっぱりまた違うのかなと思って、非常に実がある議員と語ろう会だったと思っています。

副委員長 教育厚生常任委員会は2回、瓜連中学校の生徒と市内中学校の先生方ということで、それぞれちょっと時間が短くて、本当はもっと2時間ぐらいお話を聞きたいんですけども、残念ながら中学校の生徒も先生方も時間があるということで、これはもっと続けたいなというふうに思ってます。本音の部分がある程度聞けた部分もありますんでね。これからのことについてはこのパターンも少し広げていきたいなということと、これから、聞いた話を政策に反映ということを見ると、地区別にもう少し親しみやすいテーマ持って、その地区の方々と語ろう会をしながら、政策提言も含めて、吸い上げられるようなテーマを決めてやっていきたいなというふうに考えてます。今のところ聞きっ放しという部分が非常に強いんで、また十分に聞けてないという部分もあるので、もうちょっと深掘りを今後する必要があるかなというところですね。

寺門勲委員 産業建設常任委員会では昨年度2回、建設業、農業団体の方と、それぞれの業界の現状、それぞれの問題、そういったことを中心に2回ほど開催させていただきまして、大変実のある開催だったと思っています。そういったことを踏まえて、今年度につき

ましては、総務生活常任委員会で昨年度3回行ったということでございますので、産業建設常任委員会でもぜひ3回やってみたいなと思っています。中身については、今後の道の駅を中心にちょっとそれぞれの団体の方と、頑張って3回やらせてもらいたいなと思っています。よろしくお願いします。

委員長 そういう切磋琢磨をして。

君嶋委員 総務生活委員長に話をさせていただいて3回やって、その中で大変皆さんいろんな声が、私も委員の1人として出席したときには、いろんな声を聞かせていただいたんで、今後どうするか、どう進めるかっていうことが大事なんで、そこを委員長が中心になって今後、団体ともう一度やりながら、そこから次のステップに行けるような話し合いをしていきたいということを進めています。ですから、数をやればいいじゃなくて、いかに自分たちが市政につなげていくかということも大事かなと思って。ですから特に今回うちなんかでもあったその移住の方は少ない。でも、今の地域おこし協力隊の方なんかも交えてとか、あとほかにも最近増えてきてる方もいるから、いろんな情報を取りながら、そういう声も聞いていくのがいいのかなって思ってます。だから、そういうところは各委員会で連携しながらやっていくのもいいのかなと思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。ということで結構活発なことになってきてるってことで、これが本当、君嶋委員お話のとおり政策提言につなげていくという形になることが1番のことだと思いますので、そういったことも各常任委員会で前向きにちょっと進めていただきたいと、3常任委員会で進めていただいて、原子力安全対策常任委員会は、また別なところがあるので、今年は自由に原子力安全対策常任委員会に動いてもらうっていうことと、あと先ほど地区別って話もあったんですけど、どんなふうにするのか、ざっと呼ぶパターンもあってもいいかもしれないし。

副議長 以前の形を知る者としては、以前の形は一部の方が声出して終わっちゃうっていう、やっぱりこういうふうな形がいいかと思います。テーマを決めて。

副委員長 対象も、例えば教育関係だと、お母さん方とか夜間だとか、そういう限定でというふうには考えてます。

委員長 そういうので本当に活発にそして細かく市内いろんなところに出向いて行って、これ本当にすばらしくよかったなと思います。あと、広報編集委員会がどこまで議員と語ろう会をやっていくのかとかというのも、これからの調整事項なので、これを踏襲しながらアップグレードしていくという形でいいのかな、広聴のほうをどうしていくのかっていうのをちょっと広報編集委員会ともこれからの協議案件。

副委員長 それぞれ各委員が常任委員会にいるから、聴くほうもやっていただいて。

副議長 SNSが始まったばかりだからまだ広聴のほうはちょっと語ろう会までやるというのは今のところ、今度榊原委員長から報告とか意見交換あると思うんですけど。今SNS

Sのほうに一生懸命力を。

委員長 もしかしたらそのSNSから、何かの広報、言葉が議員と語ろう会ってという言葉になってるからあれなのかもしれないけど、対面で何かこうとかっていうのもしかして分かんないけどもとちょっとこう、今年はまだ道筋を少し決めながら進めて。

副議長 広報編集委員会だけでは広聴機能ってということで語ろう会ってというのは難しいと思うので、議会運営委員会と連携して一緒になってやっていく形になるのかな。

委員長 広報編集委員会も今議論をしてる最中ということなので、これから話もあるんですけども、議会運営委員会と広報編集委員会が一緒になってちょっとそういったところを進めていけたらなと思いますのでよろしく願いいたします。

4月25日の委員長報告で、3常任委員会で進めてくださいと。今後、政策提言をしていくと、アップグレードしていくということでお願いします。

暫時休憩いたします。11時10分再開とします。

休憩（午前11時02分）

再開（午前11時12分）

委員長 再開いたします。

次は議員勉強会についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

次長補佐 ハラスメントの関係の研修を行っていくということだったと思うんですけども、最近、議員個人としてのSNSの利用、そちらのほうも注意が必要だということもありますので、そのような先生が見つかりました。講師は帖佐直美先生で、ハラスメント防止及び議員活動におけるSNSの利用上の注意点ということで、5月30日金曜日の13時30分から予定したいと思います。

委員長 ありがとうございます。私のほうにも個人のSNSの発信についてどうなのというご意見が寄せたところで、ちょうどこういう方がいらっしゃった。もうびったりだったってうので、ちょっとびっくりなところで。現状でSNSっていうのは非常に表裏一体で、いい面もあれば何だかもめてるってということもあったり、炎上していたりということもあるので、そういったところを忌憚なく質問もできるし、勉強会としてもいいかなど。ハラスメントはもちろん今のそれこそ調査事項というか案件でございますので、この方で進めていきたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 ありがとうございます。

これは全員参加の勉強会だね。

（複数発言あり）

委員長 続きまして、政務活動費についてを議題といたします。

こちら事務局から説明をお願いします。

次長補佐 以前の議会運営委員会のほうで、政務活動費についてということがありましたので、ちょっと事務局のほうで案といいますか、今問題点等もありますので、そちらのほうをまとめております。

最初の二つが、政務活動費を上げるうえで根拠の部分になるのかなというふうに思います。

1点目が、印刷業者、消耗品購入業者につきましては、なるべく、ちょっと高くても市内業者を使う。そうすることで市内業者の振興や活性化につながるのではないかとということになります。

2点目、調査研究を行い、市政反映するための研修費用の充実ということで、現在だと広報紙とか郵送費のほうで、ほぼなくなってしまおうかと思うんですね。例えですけども、今言った議員勉強会開催の場合、講師謝礼の費用を議員1人当たり5,000円とか、いくらになるか分からないんですが負担していく、個人でやるより少ない額でもできるのかなという、他議会なんかでも議員勉強会を議員が負担してる部分もありますので考えさせてさせていただいております。

また今後、タブレットのほうにワードとかを入れることを考えているんですけども、その2分の1を負担するとなれば、根拠の部分になってくるのかなと思います。

次からの三つについては、今の段階で曖昧な部分になっているので検討いただければと思うんですけど、まず、新聞購読料、こちら2社以上購読の場合1社分を経費として認めています。ただ2社購読しているかという部分が分からない方もおられますので、そこを明確にする、もしくは新聞を対象から外すということです。

2点目ですが、電話料、携帯電話料については単年度とするということで、領収書の記載日が4月1日から3月31日まで、議員によっては使った期間か領収日で違ってますので、ここは事務局としては単年度で行いたいと思いますので、検討いただければと思います。

最後ですが、クレジットカードやポイントカードの使用について、経済的付加価値が個人に転化する決済方法であるため、できるだけ使用は控えるということで、公金としての政務活動費を使ったものについて、個人がポイントを使うことになり、もし指摘されたときに問題になってくる可能性があるため、なるべく控えていただくということがあります。

今後の日程ですが、今回全て決めていただく必要はないと思うんですけども、事務局としてはこの政務活動費の手引き、今言ったようにもちょっとあやふやな部分がありますので、そちら随時今ちょっと見直しをかけてますので、額を上げる以上、曖昧な部分は厳しくしたほうがよろしいのかなと思いますので、他市議会の事例などを見ております。そういう部分で時間をかけていきたいなと思いますので、もし額を上げるとすれ

ば、9月定例会で議会運営委員会で発議をしていただいて、令和8年度からという形でお願ひしたいと思ひます。

説明は以上であります。

委員長 ありがとうございます。上二つは、政務活動費を上げるための理由というところなんですけども、上げるためにはという前提でちょっと話をしていますが。

鈴木委員 印刷に関しては市内振興もあるかもしれないんですけど、でもそこに税金としてこの会社についていうふうになるじゃないですか。だったらもっと別な安いネットの印刷を使ってほかに回すっていうこともできるじゃないですか。

委員長 もちろんそうです。市内業者をできる限り使ってもらったら振興になるのではないかと、できる限りですから、理由づけだと思ひただけたらということなんです。

正直、例えば市内業者を使ってしまうと、例えば12万円を24万円にしたところで足りない可能性がでてきます。もっと上げなければならぬと、それが36万円なのか90何万円なのかそれは別として、なるべくという表現でどうなのかなというところなんです。

また、2番目なんですけど、先ほど勉強会とかっていうのも、例えばすごい先生を呼ぶとき予算の中ではなかなかその先生呼べないってなるとき、政務活動費の中から個人負担として出して、経費として政務活動費として認めるということもできる。タブレットに入れるワードも見積もって見たら、議会費の中でちょっと厳しかったという場合、個人負担として半分は見てもらえる、半分とか別に金額は決まってない、決まってないけど負担してもらおうというのもできる、上げながら結局12万円ではそんなこともできないだろうし、議員の資質向上という面でもやっぱり研修費用も結構高いし、チラシが入ってるけど、本当に3万円とかいうやつもあったり、議員の資質向上としてもというところでも上げるのはいたしかたないところだと思ひます。上げるための理由って言うと怒られてしまいますけど、どうですか、皆さん12万円で足りていますか。

副議長 他市町村の流れというのは。

委員長 政務活動費を上げてるっていうところは正直ないです。

副議長 ほかのところと比べて那珂市は高いとか低いとかっていうのは。

君嶋委員 ほかの市町村では会派があつて会派に政務活動費を一旦入れて、その中で会派で活動する。ですから会派で広報紙を出したり視察研修に行ったりと、そういう形でやっているとかがほとんどなんですよね。那珂市の場合は個人に入ります。常陸大宮市は多分政務活動費はないと思ひます。ひたちなか市とか水戸市とかで、ただ常陸大宮市は費用弁償を取ってる。那珂市は費用弁償はとってないんで、今まで那珂市は2,000円いただいたのを今はやっていない。だから、そういうのがあるんで、多分那珂市の12万円は下のクラスかなと思ひますね。

事務局長 近隣として、水戸市は月1人9万円です。常陸大宮市は出てません。常陸太田市はうちと同じ1万円。高萩市も1万円。北茨城市も同じ金額です。ひたちなか市が1人4

万5,000円。近隣はそのような感じですよ。

委員長 そう考えると、例えば人口規模ということを見ると、常陸太田市とか高萩市だと2倍ぐらいかな那珂市と比べると。というところが該当するのかなっていうところもありますけど、水戸市、ひたちなかの半分、那珂市の人口ね。そういったところが何かこう妥当性のある活動費なのかなんていうのもあるのかなと思いますよ。

副委員長 私が議員になった時、確か月2万円、年間24万円出てまして報酬を上げるときに一緒にこちらも半分にしてという付帯条件的なもので減額をしたということなんですよ。そのとき一緒にそっちのほうも決めちゃったんで、次上げるときにかなり苦労するなっていうのは当然予想していたんですけども、そのときもやっぱり6割かな、全額使ってる方が、今も全員は使っていないんで、気をつけなきゃならないのは、今でも返還してる人もいますよというところは、市民の方から言われるとちょっと弱いかなというのがあるので、さっき言った使い方印刷費、市内の業者を使いましょうとか、調査研究費をもっと使いたいので、研究しますよとかっていうところが必要なのと、実際に今の額では足りないよという現実を、返還する人はいませんよという事実、これが必要だなというふうに思うんです。その辺が何で余ってるって言われちゃうと全くバツになっちゃうんで、その辺がちょっと厳しいかなということですよ。やっぱり中身も調査研究費ばかりじゃなく、どちらかというそれが少ないですよ。事務所費ある人もいるし通信費もそうだし資料購入費とかね。本来我々が1番主眼とすべき調査研究、あと政策、もちろん広報活動も必要なんで、その中身ももう少し吟味したほうがいいのかというふうに思います。それで、上げるよっていうと、いいですねっていうふうになると思うので。

副議長 自分も含めて、何に使えて何に使えないのかっていうのが分かってるようで分かってない部分があるのかなっていうのはちょっとあります。自分ではこれ使えんじやないのって思っても使えないとか、携帯電話とかも使えるんだと、これ何%認められるのかなとか、ちょっと気になった部分があって、知ってるようで知っていないっていうのが。

副委員長 私も今回初めて返還ということに、1万円ぐらい足らなかったのかな。広聴活動の部分で報告活動でやっぱり印刷が高過ぎるんで、もう使えないとなって、資料購入でちょっと買えるものが途中で買えなくなったりとかということがあったんで、ちょっと通信費が認められたよねってというので初めて使うんですけど、4分の1かな。毎月の通信料の4分の1ということなんで、私も年間で4分の1かなとトータルで、違いますよって言われて訂正しなくちゃならないんですけども、その通信費も主眼に置いてはいません。仮でちょっと使わせていただくような事情があるということで、お知らせをしておきます。

鈴木委員 何に使うか分からなかったんで、前のを見ていたんですけども、そのときに、10何万円まで、その根拠がやっぱり皆さん領収書をやるじゃないですか。12万円だから

14万円だったりとかにしとこうと思ってやるけども、それ以上のやつは幾らやっても、そこまでにしておこうというか、もっとかかっているものはあるけど申請するのはそこまでにしておこうという方と、あとはもう全然超えているけど出してる方っていうのがいて、でも使ったものは全部出したほうが、ほらやっぱり足りないよねっていう、20万円以上出してる方ってなかなかいらっしやらなかったです。出してる方もいらっしやったんですけど、そこが根拠になるのかなっていう、やっぱり使ったものは全部、それ以上になったとしても出したほうがというふうに思いました。

君嶋委員 私一番長いぐらいにここで、政務活動費っていうのは、前は24万円もらって、ただ、やはりそのときも返す方もたくさんいた、でも使う人は使うって先ほど鈴木委員が言ったようにやっぱり私も思うのは使った分は出したほうがいいと思う。これ恥ずかしいわけでも何でもないの、活動とか使ったんですよってそこで事務局がチェックしてこれは認めないっていうのは、またそこで注意を受けるなり外せばいいわけであって、それはそれでいいと思うんです。ただあとは4年に1回選挙が近づいてくると皆さん、いろんな面で活動報告がどんどんやっぱり活発化してきて、そのときは皆さん結構使う方多いですねっていうのを多分感じたことがありましたね。先ほど言った会派を持っている市町村は会派でいろいろ活動して調査に行きますけども、那珂市の場合は会派ってないという形で動いてれば、仲間とかで視察に勉強しにいこうとか、そういうときに使うお金としても必要だと思うんですね。そういうときに、今交通状況を見たら上がってきてるし、宿泊だって1泊2日でいったら、食べ物は駄目ですけど口するものは駄目ですけど、宿泊は認めてもらえるんだから、やっぱりそれもかかってくるということで、ですから今後やっぱりそういうものをどんどん認められたお金ですから、それを使って外に出て勉強したりするのも一つのこれからの中でどんどん活発にしてもらうための活動費として上げる理由にはなるのかなって思いますね。やはり印刷だって今上がってきてますから、決して安くはならないし。ですから何やるにしても経費が上がってきてる時代なんで、逆に上げる時期だなとは思いますが。

委員長 そんなこと考えると、この下の例えば曖昧なところをはっきりさせる、はっきりさせながらも一度政務活動費はこういうのに使えて按分はこうでっていうのをしっかり皆さんに例示をしていきながら、先ほどの上げるのは何でなのって言ったらやっぱり議員個人の資質向上ですとか、もちろん今まで、できる限りかかってくるものはあげてくださいね。みんなこれだけかかっているよっていうことを市民の皆さんにお伝えしながら、お伝えすることが大切なのかなと。できる限り費用を皆さんもこうオープンっていうかかかっているよっていうことを途中で入れてもいいのかなと思います。政務活動の手引きを、今後こうしていきますよっていうふうに、一度全議員にお知らせするのもいいのかなと。どこか途中で9月に上げるのであれば、途中の全員協議会、今現在こうだからこんなふうになりますよっていう感じのイメージ、私も携帯電話知らなかったんで、按分が

幾つなのこれ4分の1なんだね。そういったのを逐一出してってということも中間報告のときに話しできたらいいと思います。そこら辺はちょっと精査しながら途中でも報告していきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 ありがとうございます。

次に、その他についてでございます。

事務局からお願いします。

次長補佐 その他としまして、会議次第なんですけれども今ペーパーレスが進んでると思うんですけれども、今次第だけ配ってるかと思うんですけれども、ちょっとこちらのほうも流れる的に廃止したいなと思います。

(「異議なし」との声あり)

次長補佐 2点目がワードなんですけれども、ちょっといろいろ無料版とか試してみたんですが、うまくいかない部分がありますので、6月の補正で入れてみようと思ってます。その中でちょっと、額の問題もあるので各議員に使用希望をとって、使わないもったいない部分がありますので、今度の全員協議会で希望をとりまして、希望する方のみ入れるというふうに考えてますので、そこは次の全員協議会で説明のほうをさせていただきたいと思います。

副議長 ちなみに額は相当するんですか。

次長補佐 全体で30万円程度なので、今回ワードしか考えてない部分があります。

最後になるんですが、先ほど委員長のほうからありました広報編集委員会との連携という部分なんですけれども、事務局のほうでもすみ分けというか、その部分ははっきりしない部分がありますので、委員長と相談しまして合同で視察研修に行くのがいいのかなという気がしております。例えば足利市とかふじみ野市なんていうのは、広報常任委員会をつくってるんです。那珂市の場合そこまではちょっと考えてないと思うんですけれども、そういうのも含めまして視察を合同で行ってもいいのかなと思います。議会改革も同時に、例えば足利市でいうと政務活動費を年間60万円もらってますので、その辺のような使い道をしているのかも参考になると思います。ふじみ野市は議会政治倫理条例がありまして、その中でハラスメントもうたってあります。こちらも議会改革なので勉強になりますし、9月にハラスメント防止の発議を考えるのであれば、1回ちょっと見てもいいのかなと思いますが、どうでしょうかという相談になります。

以上です。

委員長 合同で行くからたくさんの方がやっぱり意見交換できていいのかなと思います。

どうでしょう。

(「早めをお願いします。」と呼ぶ声あり)

委員長 では、決定というところで足利市、ふじみ野市辺りを検討して進めていきたいと思
います。合同で行きたいと思しますのでよろしくお願いします。

そのほかについてご意見ありますか。

鈴木委員 先ほども出たと思うんですけど、ハラスメント条例の経過とか今後っていうのはど
のようになっていますか。

委員長 石岡市議会に行って、チェックシートをどうのこうのと、それを那珂市版に変えなが
ら、文面を変えるか変えないかをちょっと、あのままでいくと何が変わったんだって言
われちゃうので、ちょっと本当にそれを精査している最中かなっていうところです。チェ
ックシートがあって何があってちょっと実務的なところまでやってから、最後お諮りし
ようと思うので、これも9月を目標に行きたいなというところございますので、皆さん
にお諮りしながら進めたいと思います。

ほかにありますか。

小池委員 この間の本会議もそうなんですけれども、委員長に対する質問、私も質問を受けま
した。寺門勲委員長も質問を受けたんですけども、質問をするのに、やはり明瞭簡潔
に質問してもらわないと、持論展開しながら質問するのは構わないんですけど、あまり
にも長い、関係ないことまで入れて質問されるというのは、私らにとっては委員長報告
に対しての質問だから、答弁がなければ、ありませんということにはなるんですけど、
それを引っかけるようにずっと質問するっていうのもちょっとあれなので、その辺のと
ころはいかがなものかと思えます。例えば議案に対して質問ありましたか、これが執行
部の答えです済むんですけど。委員長はそれしか答えられないんですけど。

副議長 質問趣旨を明確にする必要がありますよね。

小池委員 何条何項のとかは、そんなの正直言ったら分かんない。あと質問する前に、これと
これとこれ質問するけどすいませんねって言う人もいるし、通告としてね、議場でこれ
とこれこれっていう人もいるし。

委員長 この間の質問の中でも感じたんですけど、昔は傍聴はできたかもしれないけど、委員
長報告をもって、我々が何かこう判断してたようなところがあって、でもその中身につ
いてやっぱりちょっと聞きたいなっていうので委員長に質問したというところなんです。
今、何か政策だ何だと言って質問するし、あとちょっと困るところは、今配信も
してるじゃないですか。後からも見直せるんじゃないですか。というところを、突っ込
んで引っかくみたいなのところは、ちょっといかがなものか、別にユーチューブ見
てくださいで話は終わっちゃうところでもあるし、それでも何か本会議場で議事録に残
したいからっていうのもあるのは分かるけど、何か二度一般質問やってるっていうよう
になっちゃうので。

小池委員 委員長報告の意味がなくなる。委員会で決めて報告してるわけだから。

事務局長 一応会議規則に書かれてるのは、逐条解説なんかでも書いてあるんですけども、そ

の質問する方の感想じゃなくて、あくまでも疑義に対する質問っていうのが質疑なんです。だから本来そのところで、私の考えだとかおかしいと思うから質問しますっていうのは本来の質疑とは若干違う、あくまでも委員長報告に対する質疑っていうものがそこで限定されるべきです。

委員長 議長が、初めに言うじゃないですか。質問は簡潔かつ明瞭にとかいう、そこに入れちゃう。彼からすれば、簡潔かつ明瞭なのかもしれないから。

小池委員 本会議で黙って聞いたんだけど、続けて質問しちゃいな1回だからっていう人がいる、だから委員長これこうなんですけどこの辺はどうなんですかっていうのを、だから原田議員が、これで1回の質問なんですか、渡邊議員がこれで1回の質問なんですか。1回になっちゃうんですかって言っている。あれは後ろからまとめて言っちゃいな、そういう知恵をつけた。

委員長 本会議だから、議長が言っちゃうしかないところなので。議長に簡潔かつ明瞭以外にも疑義に対する質問のみとか、質問趣旨を明確に言ってくれとかを何か入れてもらって。

(複数発言あり)

委員長 つけ加えていただいて。

この間、刑務所の視察の申入れがある議員からありまして、刑務所を見に行こうかなっていうところであったんですが、実際のところ矯正展なんていうときに一般公開しますんで、それをやる際には文書ボックスのほうにチラシを入れておきますので、各自見学をしていただくことでよろしいですか。

寺門勲委員 誰からの要望ですか。

委員長 ある議員でいいのかな、寺門委員と多分同じ会に入ってる方、保護司をやられている議員の方で多分向こうのほうから見に来てくれないかな。見にきてどういう施設で更生をしているかという話を。

君嶋委員 警務関係の方から聞くと、バッチを外してとか身分を名前が見えないようにしてくれとか、多分そういう規制はあると思うんですよね。やはり万が一にこれから更生して出てきた場合に、やはりまたそういうのがあって、あくまでも係の人だったらいいですよ、役職が。議会は私は勧めないと思う。後でいろいろトラブルにならないようにと思います。

委員長 ただ何かそういう話だったものですか。

事務局長 私のほうがちょっとお話を受けたので、水戸刑務所長から再犯防止の観点から、地域の理解のもと受け入れることが必要だということから、刑務所とか観ていただいてというお誘いがあったと聞いています。水戸刑務所はひたちなか市にありますので、ひたちなかの議員は全員で見学をしております。ひたちなか市議員全員の研修とあったんですけれども、ひたちなかにある施設、あと地元の市毛自治会との災害時避難所としての協定を結んでいる。そういったつながりもあります。それがあったからっていうわけで

はないかもしれませんが、ひたちなか市の議員は全員参加でしたので、それで那珂市もどうでしょうかということです。

委員長 ということがあったので、ちょっとオープンにしてる日があるので。議会運営委員会としては文書ボックスにチラシを入れてよろしいでしょうかということです。なので、議員各個人でそれは検討していただく、見学をしていただくということによろしいですね。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 すべての議事が終了しました。

以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

閉会（午前11時56分）

令和7年5月28日

那珂市議会 議会運営委員会委員長 大和田 和男